

平成30年度 鶴岡市職員採用試験案内

平成30年度鶴岡市職員採用試験を次のとおり行います。

鶴岡市立荘内病院総務課

試験区分・受験資格

試験程度・試験区分		受験資格	採用予定者数
大学卒業程度	薬剤師	昭和59年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方及び平成31年4月までに取得見込みの方	若干名

※ 若干名については、おおむね1～2名程度を予定していますが、変更する場合があります。

○次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない方
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (4) 鶴岡市職員として懲戒免職処分を受け、その後2年を経過しない方
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

第1次試験

試験日・試験会場

試験区分	試験日	試験会場
薬剤師	平成30年6月10日(日) (開場9時20分、着席9時40分)	鶴岡市立荘内病院 (鶴岡市泉町4番20号)

試験種目・試験時間

試験区分	試験種目・試験時間	
	午前	午後
薬剤師	専門試験（記述方式） 10時～11時30分	作文試験 0時30分～ 1時30分 面接試験 1時40分～

試験内容（試験出題分野）

試験区分	出題分野
専門試験	薬剤師に関する専門知識及び見識
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力についての記述式による筆記試験

※試験当日、次の書類を提出してください。

住民票謄本、成績証明書（最終卒業（見込）学校）、健康診断書

合格発表

平成30年7月下旬	受験者全員に結果を通知します。 鶴岡市役所前掲示板、鶴岡市立荘内病院ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
-----------	---

受験の申込

申込手続

- (1) 試験申込書と自己申告票に必要な事項について詳しく正確に記入し、試験申込書・受験票の所定の欄に写真を貼り、鶴岡市立荘内病院 総務課 あてに提出してください。
- (2) 郵送により申し込む場合は、封筒の表に赤字で「試験申込書」と記載し、受験票返送用として392円分（定形郵便料金（25gまで）＋簡易書留料金分）の切手を貼った宛先明記の長3封筒（概ね23.5cm×12cmの大きさ）を必ず同封してください。
- (3) 試験申込書・受験票の記載事項、署名等が受験資格の要件を満たしていない場合は、受理できませんので、確認のうえ提出してください。
- (4) 試験申込書を受理したときは、受験票に受験番号を記載し交付します。
- (5) インターネットによって受験申込みをする場合は、市ホームページ（<http://www.city.tsuruoka.lg.jp>）の電子申請（やまがたe申請）から手続きを行ってください。

申込み・問合せ先

鶴岡市立柱内病院 総務課	〒997-8515 鶴岡市泉町4番20号	0235-26-5111
--------------	----------------------	--------------

申込受付期間・受付時間

平成30年5月1日(火)～平成30年5月25日(金) ※土・日曜、祝日を除く。郵送による申込みの場合、5月25日の消印有効。	午前8時30分～ 午後5時15分
---	---------------------

受験上の注意

- (1) 受験票の裏面の「受験注意事項」をよく読んでくるとともに、試験当日は、受験票を必ず持参し、係員に提示して確認を受けてください。
- (2) 試験を欠席する場合の連絡は必要ありません。

合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、これに基づいて採用者が決定されます。
- (2) 採用の時期は、平成31年4月1日の予定ですが、場合によってはこれと異なる日になることもあります。
- (3) この採用候補者名簿の有効期間は、来年度の職員採用試験実施時期までです。

勤務条件

給 与

- (1) 給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。
- (2) 基準となる現行初任給は月額で次のとおりです。(平成30年4月1日現在)
薬剤師(大学6卒) 211,300円
(学歴や経歴等によりこれらと異なる初任給となる場合があります。)
- (3) 上記の初任給(給料)のほか、通勤手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の手当があります。

勤務時間・休日・休暇

- (1) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。
日曜日・土曜日・祝日は休日です。
(これとは異なる交替勤務・時差勤務等となる場合もあります。)
- (2) 1年間に20日間(4月採用の場合、その年(12月まで)は15日間)の年次有給休暇のほか、夏季休暇や結婚休暇などの特別休暇があります。

福利厚生

福利厚生として、各種健康診断や人間ドックの実施、職員共済組合等が運営する全国各地の保養所の利用など種々の充実した制度となっています。